

## 1.輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底し、安全管理規程及び関連法令等に定められた事項を遵守する。

- ①経営トップは、職場巡回などの機会を持ち輸送の安全確保が最も重要であるという認識の徹底をはかる。
- ②関係法令、安全管理規程に定められた事項を遵守するよう教育する。
- ③必要な事前申請(増減車・特車手続き等)を的確に実施しコンプライアンスを遵守する。

## 2.輸送の安全に関する予算、費用支出を積極的かつ効果的に行う。

- ①輸送設備、施設等、輸送の安全のための予算、費用支出を効果的に行う事。

## 3.輸送の安全に関する内部監査を定期的に行い必要な是正措置、予防措置を講じる。

- ①内部監査実施者は保安監査室と連携して、安全対策の改善、フォロ-アップ監査等を実施し、必要な是正措置、予防措置を講じる。年1回以上内部監査、安全パトロールを実施する。

## 4.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、情報の共有化、有効活用をはかる。

- ①事故・不祥事が発生した場合、ルールに基づいて、速やかに報告するとともに対応をはかる。

## 5.輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し的確に実施する。

- ①必要な資格の習得、安全教育の計画を作成して効果的な教育研修を実施する。

## 6.全てのマルエスグループは緊密に連携・協力し安全性の維持向上に努める。

- ①マルエスグループは、安全情報、事故不祥事情報を共有し水平展開をし、安全性の向上を図る。

## 7.協力会社を利用する場合は輸送の安全確保を阻害する行為は行わないこと。

- ①協力会社に安全の確保が困難な無理な運行依頼、急な運行依頼をしない。
- ②協力会社における安全管理体制の構築、改善について要請、指導する。